

第1章 計画の基本的な事項

1-1 計画策定の目的

浦添市環境基本計画とは、浦添市環境基本条例（平成23年6月制定）第10条第1項の規定により策定する、本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画のことです。

浦添市環境基本条例では、今日の本市の環境や地球環境問題を踏まえて、環境の保全及び創造に関する環境施策の基本理念を定めています。

浦添市環境基本条例（抜粋）

（平成23年6月29日条例第15号）

（基本理念）

第3条 この条例において、環境の保全及び創造は、地球市民として大きな視野に立ち、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の形成に向けた活動に取り組むこと。
- (2) 自然環境や生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図ること。
- (3) 良好的な環境の中で生活を営む権利を有することを認識し、及び互いに配慮すること。
- (4) 先人達が残してきた貴重な財産である良好な環境を次世代に継承すること。
- (5) 全ての者が、それぞれ果たすべき責務の下に公平な役割を有する自覚を持って、協働して自主的かつ積極的に取り組むこと。

（環境基本計画）

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 環境基本計画は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定による基本構想に即し、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標と施策の内容
 - (2) 市、市民、市民団体、事業者及び来訪者が環境の保全及び創造のために行動する上において配慮すべき指針（以下「環境行動指針」という。）
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、市民団体、事業者及び来訪者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、浦添市環境審議会の意見を聞くものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第1章 計画の基本的な事項

本市では、浦添市環境基本条例で掲げる基本理念の実現に向け、平成25（2013）年3月に第1期浦添市環境基本計画を策定しました。計画期間は、平成25（2013）年度から平成31（2019）年度までとし、計画の推進を図ってきました。

計画期間の満了に伴い、環境の現況や国内外の動向等を踏まえ、引き続き中長期的な計画を策定し、各種施策・事業等を推進し環境の保全及び創造を図る必要性から、新たな「第2期浦添市環境基本計画」を策定します。

【第2期浦添市環境基本計画策定の目的】

- 浦添市環境基本条例で掲げる基本理念の実現に向け、環境への負荷が少なく持続的に発展することが可能な地域を構築するため、総合的かつ計画的な施策の推進をめざします。
- 浦添市総合計画のまちづくりの目標について、環境面から方向を示します。
- 浦添市の望ましい環境像を示します。
- 望ましい環境像の実現に向けた中長期的な環境行政施策の方針を設定し、事業内容の体系化を図ります。
- 市・市民・事業者・市民団体・来訪者による取組のための指針とします。
- 市民・事業者との連携のあり方を示します。
- 策定過程で各主体の参加を得ることにより、環境施策に関する深い理解を促します。
- 目標達成のために、定期的な進行管理を行います。

1-2 計画策定の背景

(1) 国の動向

国は、平成5年に「環境基本法」を制定しました。同法第36条には、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他の地方公共団体の区域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定しており、地方公共団体は、より良い環境の実現に向け、環境基本法や国の環境基本計画の理念や枠組みに準じ、地域の自然的・社会的条件に応じた総合的な内容の環境計画の策定が求められています。

(2) 県の動向

沖縄県は、平成12年に「沖縄県環境基本条例」を制定しました。平成15年には「沖縄県環境基本計画」を策定し、平成25年度に「第2次沖縄県環境基本計画」を策定後、平成30（2018）年10月に改定しました。

平成22年には、将来（概ね2030年）のあるべき沖縄の姿を描いた「沖縄21世紀ビジョン」を策定しました。

(3) 近隣市町村の動向

近隣の那覇市においては、平成12（2000）年に「那覇市環境基本計画」が策定され、平成16（2004）年には「那覇市環境基本条例」が制定されました。平成19（2007）年に「那覇市環境基本計画」の改訂を行い、平成26（2014）年に「第2次那覇市環境基本計画」が策定され、平成31（2019）年に改訂（中間見直し）が行われました。

(4) 浦添市の動向

本市では、「浦添市公害防止条例（昭和48年）」、「浦添市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年）」等を制定し、規制措置等を中心とした環境行政を進めてきました。

また、平成23（2011）年6月には、今日の多様化した環境問題を解決していくために、浦添市の環境のあるべき姿を定め、市、市民、市民団体、事業者及び来訪者が協働して一体的に取り組む基本的な考え方を定めた「浦添市環境基本条例」を制定しました。平成25（2013）年3月に「第1期浦添市環境基本計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定しました。

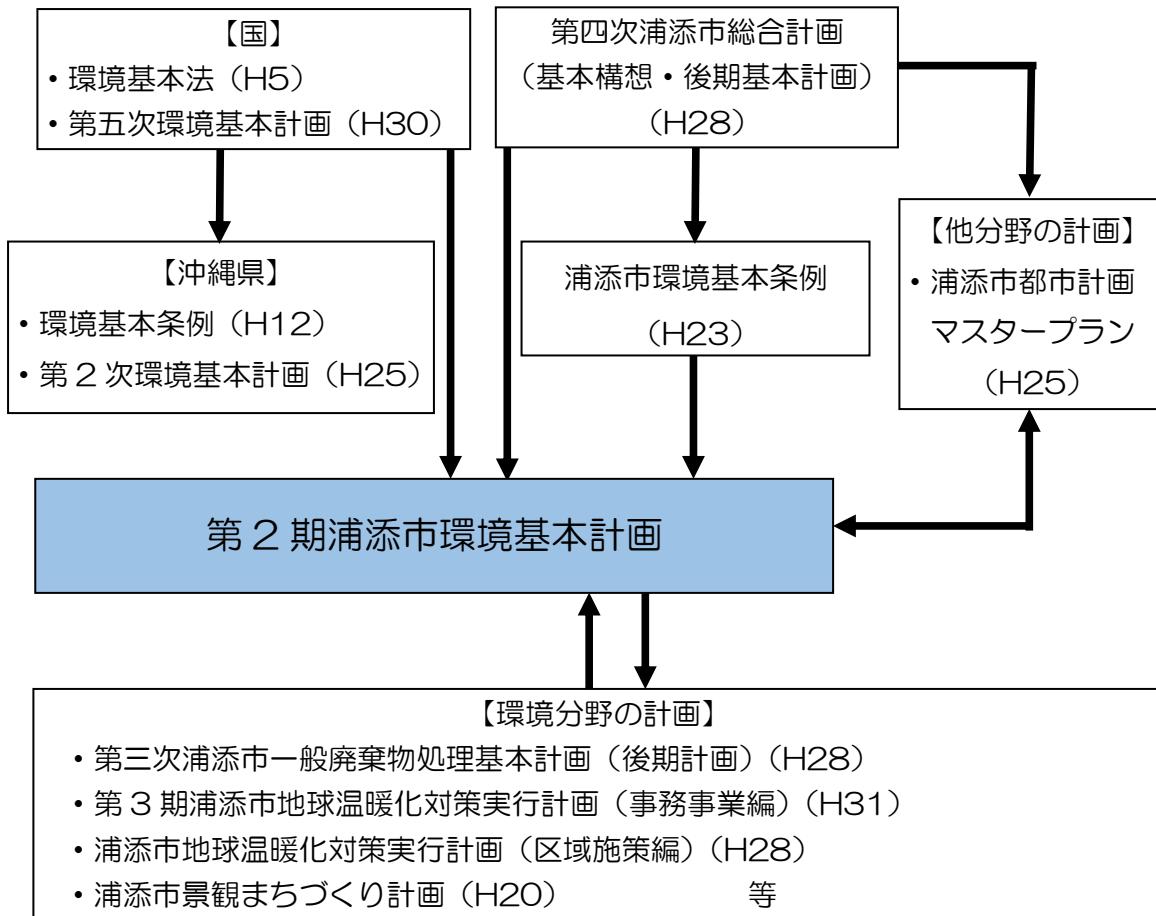
(5) 本市における環境基本計画の必要性

「浦添市環境基本条例」第10条では、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画の策定を規定しています。

環境に係る社会情勢、国や県の環境行政の新たな動向等に対応し、「浦添市環境基本条例」で定めた基本理念に基づき、施策を実行し、本市の環境行政を総合的に推進する計画として「浦添市環境基本計画」を定める必要があります。

1-3 計画の位置づけ

本計画は、浦添市環境基本条例に基づいて策定されるもので、国や県の環境基本計画や「第四次浦添市総合計画」等の上位計画を始めとし、各種実施計画等と連携を図り、本市における環境行政を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけます。



1-4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2（2020）年度から令和8（2026）年度までの7年間とします。なお、今後の社会情勢の変化や、科学技術の進展、人々の価値観の変化等により、必要に応じて柔軟に見直し（改訂）を図るものとします。

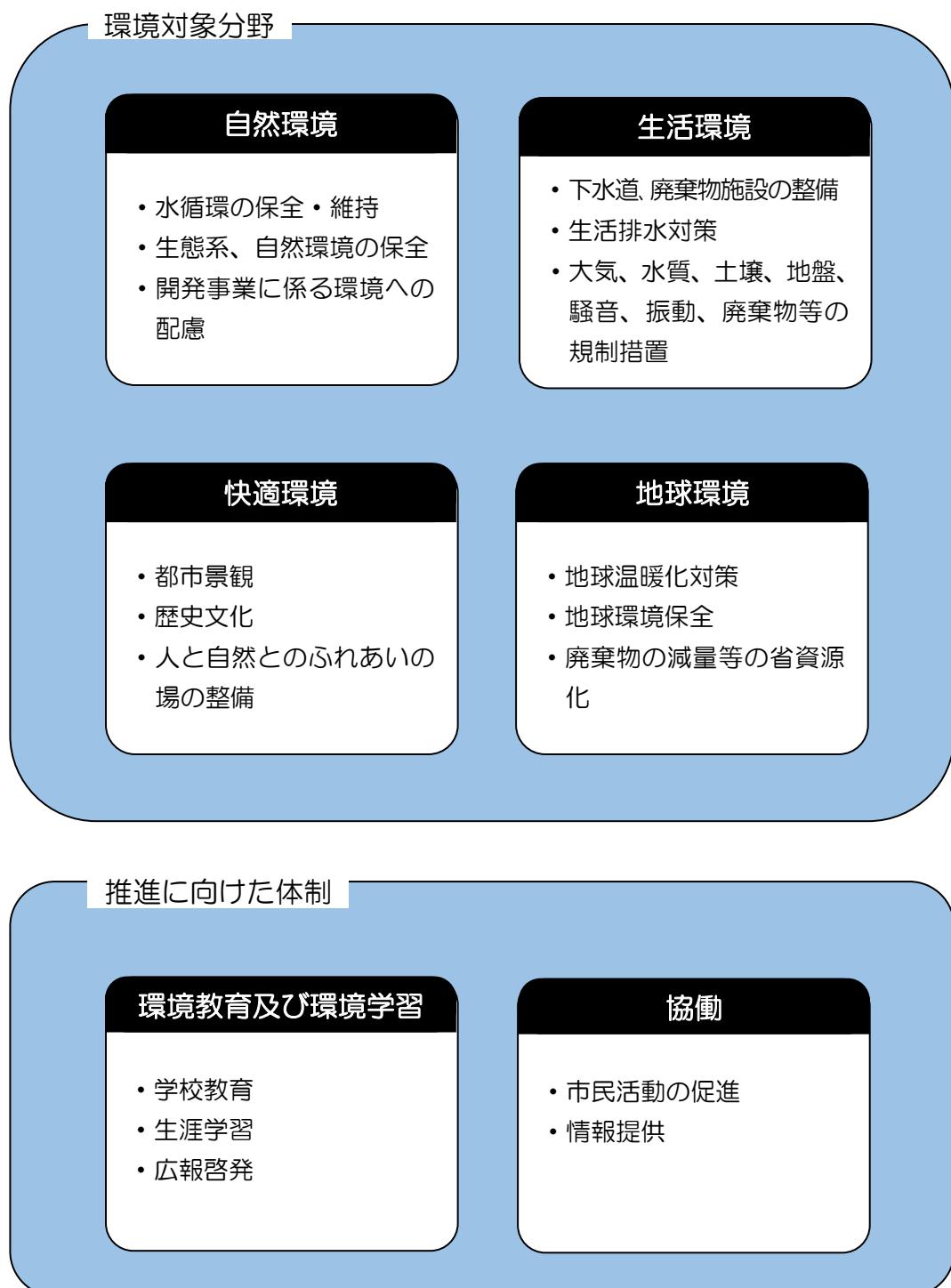
1-5 計画の対象地域

本計画の対象地域は、浦添市全域とします。

ただし、環境の保全及び創造のための広域的な取組を必要とする施策においては、国、県その他の地方公共団体及び民間の関係団体と連携して積極的に推進します。

1-6 計画の対象とする環境分野

本計画の対象となる環境分野については、日常の行動から派生する環境問題から、地域特性としての環境、アメニティとも呼ばれる自然や歴史文化並びに都市機能等の利便性等がもたらす生活と調和した快適さ（好ましい感覚）を感じる環境、地球的規模にかかる環境問題等まで幅広く捉えています。下の図は、これらを便宜的に自然環境、生活環境、快適環境、地球環境の4分野に大別し、4分野の施策の基盤となる環境教育及び環境学習や協働に関する取組を、「推進に向けた体制」として加えたものです。



1-7 計画の構成

本計画の構成を以下に示します。

第1章 計画の基本的な事項

- | | | |
|-------------|-------------|------------------|
| 1-1 計画策定の目的 | 1-2 計画策定の背景 | 1-3 計画の位置づけ |
| 1-4 計画の期間 | 1-5 計画の対象地域 | 1-6 計画の対象とする環境分野 |
| 1-7 計画の構成 | | |



第2章 環境の現況と課題

■環境の現況と課題

- | | |
|-----------------------|----------------|
| 2-1 環境をとりまく社会情勢と政策の動向 | 2-2 市域の概況 |
| 2-3 自然環境の現況と課題 | 2-4 生活環境の現況と課題 |
| 2-5 快適環境の現況と課題 | 2-6 地球環境の現況と課題 |
| 2-7 協働の現況と課題 | |

2-8 計画の取組課題



第3章 環境基本計画がめざすもの

3-1 望ましい環境像

3-2 基本目標

- | | | |
|--------------|----------------|--------------|
| (1) 人と自然との共生 | (2) 良好な生活環境の保全 | (3) 循環型社会の構築 |
| (4) 地球環境の保全 | (5) 協働・参画社会の構築 | |

3-3 各主体の役割

- | | | |
|------------|------------|-------------|
| (1) 市の役割 | (2) 市民の役割 | (3) 市民団体の役割 |
| (4) 事業者の役割 | (5) 来訪者の役割 | |

3-4 施策の方向

3-5 施策の体系



